# 下妻市立高道祖小学校　いじめ防止等基本方針

下妻市立高道祖小学校

1　目　的

いじめ防止等（いじめの防止，いじめの早期発見，いじめへの対処）のための対策の基本事項を定めることにより，いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2　いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」から）

**児童生徒に対して，当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等，当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの**

3　いじめ防止等の基本理念

(1)　いじめの防止等のための対策は，いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

(2)　いじめの防止等のための対策は，全ての児童等がいじめを行わず，及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため，いじめが児童の心身に及ぼす影響及びその他の問題に関する児童の理解を深めることを旨として行われなければならない。

(3)　いじめの防止等のための対策は，いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，国，地方公共団体，学校，地域住民，家庭，その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

4　いじめ防止等対策委員会

いじめ防止等（いじめの防止，いじめの早期発見，いじめへの対処）に関する措置を実効的に行うため，いじめ防止等対策委員会を組織する。

本委員会は，月１回定期的に開催するほか，必要に応じて適宜開催する。

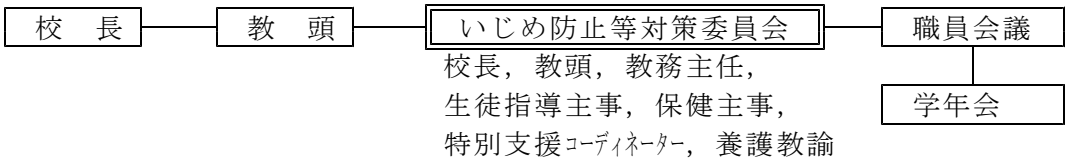


【いじめ防止等対策委員会の役割】

ア　「いじめ防止等基本方針」に基づく取組と進捗状況の確認
イ　教職員への共通理解と意識啓発
ウ　児童や保護者，地域に対する情報発信と意識啓発
エ　いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

5　基本的な取組

(1)　道徳教育等の充実

豊かな情操と道徳心を培い，心の通う対人交流の素地を養うため，全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

①　児童が楽しみに待つような道徳の時間の在り方の研究
②　わたしたちの道徳，心のノート，道徳教育ヒント集，自作教材の活用
③　道徳の時間を要として学校教育全体を通じて行う道徳教育の充実
④　道徳教育推進教師を中心とする協力体制や指導体制，研修体制の充実
⑤　具体性のある道徳教育全体全体計画と道徳の時間の年間指導計画の作成及び改善
⑥　『オアシスっ子』運動の推進
⑦　無言清掃，TKB（高道祖キッズボランティア活動）の推進
⑧　児童主体の学校行事の展開

(2)　未然防止のための措置

【未然防止の方針】

①　児童同士の関わりを大切にし，互いに認め合い，共に成長していく学級づくりを進める。

②　児童の活動や努力を認め，自己肯定感を育む授業づくりに努める。

③　教育活動全体を通して，道徳教育・人権教育の充実を図るとともに，体験活動を推進し，命の大切さ，相手を思いやる心の醸成を図る。

④　情報モラル教育を推進し，児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め，ネットいじめの加害者，被害者とならないよう継続的に指導する。

⑤　異学年集団活動，学級遊び等を多くし，児童のつながりを深める機会を増やす。

⑥　「心と体の成長」を図るために，各学年の実態に応じた保健指導をする。

【いじめの早期発見の取組】

ア　いじめアンケート（毎月），教育相談（６月），保護者との面談（７月）を実施し，児童の小さなサインを見逃さないように努める。

イ　教師と児童の温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め，いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ　Ｑ－Ｕテストを実施し，結果を分析し，児童の実態把握に努める。

(3)　関係機関との連携

市教育委員会　市スクールサポートセンター　市役所子育て支援課　民生・児童委員
筑西児童相談所　下妻警察署生活安全課　いじめ・体罰解消サポートセンター

(4)　教職員の資質向上（職員研修）

①　いじめ関係の生徒指導リーフレットや各種資料による研修

②　生徒指導部ケース会議等による情報交換会の実施

③　インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の研修

6　いじめ事案への対応

(1)　いじめられている児童や保護者の立場に立ち，詳細な事実確認を行う。

(2)　いじめ防止等対策委員会を開催する。

(3)　加害児童，被害児童の保護者への連絡及び助言を行う。

(4)　加害児童への再発防止指導を実施する。

(5)　いじめが解消した後も，いじめを受けた児童の心のケア及び保護者に対する継続的な情報提供と支援に努める。

(6)　再発防止のための見守り体制を充実させる。

7　重大事態への対応

(1)　重大事態が生じた場合は，速やかに教育委員課に報告し「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(2)　学校が事実に関する調査を実施する場合は，「いじめ防止等対策委員会」を開催し，事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3)　調査結果については，被害児童，保護者に対して適切に情報を提供する。

(4)　被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を実施する。

(5)　いじめ防止等対策委員会の継続事案とし，見守り体制を構築する。

# 重大事態対応フロー図

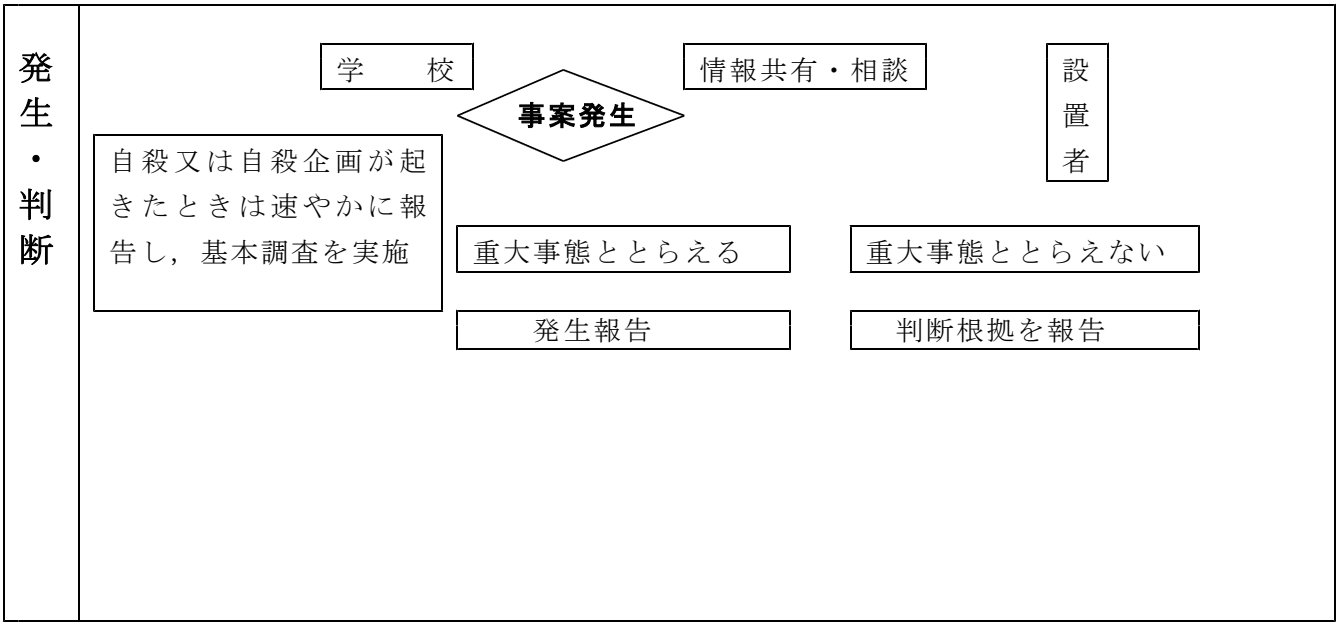
発生・判断
学　　校
情報共有・相談
設置者
事案発生
自殺又は自殺企画が起きたときは速やかに報告し，基本調査を実施
重大事態ととらえる
重大事態ととらえない
発生報告
判断根拠を報告